

鳥取県工業用水供給規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第3号

鳥取県工業用水供給規程の一部を改正する規程

鳥取県工業用水供給規程（昭和43年鳥取県企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この企業管理規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基本使用水量 <u>1日の各時間における予定使用水量のうち最大のものに24を乗じて得た1日当たりの予定使用水量をいう。</u></p> <p>(3) 特定使用水量 <u>1日の各時間において基本使用水量を24で除して得た水量を超えて使用する水量のうち最大のものに使用時間数を乗じて得た1日当たりの使用水量をいう。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(給水の申込み及び承認)</p> <p>第5条 給水を受けようとする者は、給水を受けようとする日の3月前までに様式第1号による申込書により知事に申し込まなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の申込みを受けた場合において、給水すべきものと認めるときは、<u>その旨並びに申込者との協議により定めた基本使用水量及び給水を開始する日</u>を申込者に通知するものとする。</p> <p>第6条 基本使用水量を<u>超えて</u>給水を受けようとする者は、給水を受けようとする日の3月前までに様式第2号による申込書により知事に申し込まなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この企業管理規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基本使用水量 <u>第5条第2項の規定により承認を受けた1日当たりの使用水量をいう。</u></p> <p>(3) 特定使用水量 <u>第6条第2項の規定により承認を受けた1日当たりの使用水量をいう。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(給水の申込み及び承認)</p> <p>第5条 給水を受けようとする者は、<u>1日当たりの予定使用水量（1日の各時間における予定使用水量のうち最大のものに24を乗じて得た水量）</u>を定め、給水を受けようとする日の3月前までに様式第1号による申込書により知事に申し込まなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の申込みを受けた場合において、給水すべきものと認めるときは、<u>1日当たりの使用水量を定めてこれを承認し、その旨を申込者に通知するものとする。</u></p> <p>第6条 基本使用水量を<u>こえて</u>給水を受けようとする者は、<u>基本使用水量をこえて使用する水量（1日の各時間において、基本使用水量を24で除して得た水量をこえる使用水量のうち最大のものに使用時間数を乗じて得た水量）</u>を定め、給水を受けようとする日の3月前までに様式第2号による申込書により知事に申し込まなければならない。</p>

2 知事は、前項の申込みを受けた場合において、給水能力に余裕があり給水すべきものと認めるときは、その旨並びに申込者との協議により定めた特定使用水量及び基本使用水量を超えて給水する期間を申込者に通知するものとする。

3 略

(超過使用水量の算定方法)

第14条 超過使用水量は、基本使用水量を1日にわたり平均して使用した場合の単位時間当たりの水量(特定使用水量の承認がなされている日における当該使用の対象となる時間にあつては、当該単位時間当たりの水量に当該特定使用水量を当該使用の対象となる時間にわたり平均して使用した場合の単位時間当たりの水量を加えて得た水量。以下この項において「単位使用決定水量」という。)を超えた水量を使用した各単位時間において使用した水量から単位使用決定水量を減じて得た水量を、第12条の規定により1月分の料金の算定に用いる水量の決定を行う対象となる期間にわたって、それぞれ合計して算定するものとする。

2 前項の単位時間は、各給水先に設置されている水量メーターにより水量を計測できる最小の時間とする。ただし、鳥取地区工業用水道の給水先のうち知事が別に定めるものについては、1日とする。

(水質及び水圧の基準)

第15条 工業用水の水質の基準は、次の表に掲げるとおりとする。

項目	基準
略	
水素イオン濃度	ペーハー値 <u>6.0</u> 以上8.0以下

2 配水管末端における工業用水の水圧の基準は、1平方センチメートル当たり0.049メガパスカル以上とする。

附 則

2 知事は、前項の申込みを受けた場合において、給水能力に余裕があり給水すべきものと認めるときは、1日当たりの使用水量を定めてこれを承認し、その旨を申込者に通知するものとする。

3 略

(超過使用水量の算定方法)

第14条 超過使用水量は、基本使用水量を1日にわたり平均して使用した場合の単位時間(1秒以下の時間であつて、各給水先に設置されているそれぞれの水量メーターにより水量を計測することができる最小の時間をいう。以下この条において同じ。)当たりの水量(特定使用水量の承認がなされている日における当該使用の対象となる時間にあつては、当該単位時間当たりの水量に当該特定使用水量を当該使用の対象となる時間にわたり平均して使用した場合の単位時間当たりの特定使用水量を加えて得た水量。以下この条において「単位使用決定水量」という。)を超えた水量を使用した各単位時間において使用した水量から単位使用決定水量を減じて得た水量を、第12条の規定により1月分の料金の算定に用いる水量の決定を行う対象となる期間にわたって、それぞれ合計して算定するものとする。

(水質及び水圧の基準)

第15条 工業用水の水質の基準は、次の表に掲げるとおりとする。

項目	基準
略	
水素イオン濃度	ペーハー値 <u>6.5</u> 以上8.0以下

2 配水管末端における工業用水の水圧の基準は、1平方センチメートル当たり0.5キログラム以上とする。

附 則

(施行期日)

1 この企業管理規程は、公布の日から施行する。(鳥取地区工業用水道に係る超過使用水量の算定方法の特例)

2 鳥取地区工業用水道に係る超過使用水量の算定方

この企業管理規程は、公布の日から施行する。

法については、平成24年3月31日までの間、第14条の規定にかかわらず、給水を受ける者との協定により定めることができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。